

「平塚市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について

1 改正趣旨

全国的に、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、令和 6 年 3 月 29 日に、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行されました。

そのため、「平塚市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」（以下「条例」という。）において、平塚市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員の配置基準について、これを緩和する改正を行いました。

2 改正概要

センター職員の配置基準は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 5 項の規定により、市町村の条例で定めることとされています。条例を定める際に従うべき、厚生労働省令で定める職員の配置基準が緩和され、常勤換算による配置が 2 つの形でできるようになりました。そのため条例の規定の整備を行ったものです。

（1）1 つのセンター内での常勤換算方法による職員配置

従前、1 つのセンターが担当する区域における第 1 号被保険者おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、次に掲げる 3 職種を、専従・常勤の職員として、それぞれ 1 人配置することとしていたところですが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められます。

ア 保健師その他これに準ずる者

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

（2）複数のセンター間での常勤換算方法による職員配置

地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を 1 つの地区として、当該区域内の第 1 号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を、個々のセンターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようになります。そのとき、職員は上記 3 職種を全て配置することは不要となり、そのことについて、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められます。ただし、各センターには、上記 3 職種のうちいずれか 2 以上の常勤の職員を配置しなければならないこととします。